

平成26年12月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	長尾トモ子
委員会開催日	平成26年12月15日(月)、16日(火)
所属委員	〔副委員長〕丹治智幸 〔委員〕 木田孝司 椎根健雄 宮本しづえ 小林昭一 水野さちこ 古市三久 杉山純一 三村博昭



長尾トモ子委員長

(1) 知事提出議案：可 決…8件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

否 決…2件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：採 択…1件

不 採 択…4件

[※請願はこちら【PDF】](#)

(12月15日(月) 企業局)

宮本しづえ委員

1点目、企業会計の収支で差し引き不足額が、工業用水道事業会計は7億8,143万7,000円、地域開発事業会計は1億9,623万3,000円ある。今回は、給与改定に伴う補正の提案であるが、差し引き不足額がこれだけの額であることとの関係について説明願う。

2点目、所得税等の源泉徴収漏れであるが、これは事業を委託した相手に対して、委託元である県が源泉徴収しなくてはいけない仕組みなのか。

経営企画課長

まず、源泉徴収漏れだが、法律で県が徴収義務者と定められている。したがって、不動産鑑定や分筆などの業務委託について、義務者として県が預かり税務署に納付することとなる。

企業5ページ、差し引き不足額1億9,623万3,000円については、給与改定と直接関係するものではない。これは、企業会計であることから、全体として資金的収入と資金的支出の差については、まず過年度分損益勘定留保資金で埋め、それでも不足する場合は当年度分も活用して埋める仕組みとなっている。なお、人事委員会勧告に伴う給与改定額は116万円である。

宮本しづえ委員

この補正予算は人事委員会勧告に伴う補正との説明であった。そこに7億8,000万円もの収支の不足があるからわかりにくい。わずかな金額の給与改定のところに収支不足額の説明が出てくると、なぜここにこれだけの額が出てくるのかと思う。全体ではそうなるということだが、なぜ当初提案ではなく人事委員会勧告に伴う追加提案に出てきたのか。

次に、源泉徴収漏れの件だが、委託を受けるのは個人事業主である。委託を受けた事業について、当該事業主が合計で申告、納税すれば済むのに、どこの部分で発注者である県が納税義務者となるのか。よくわからないので、もう少し詳しく説明願う。

経営企画課長

まず、給与改定については、各会計において収益的支出の部と資本的収支の部をそれぞれ記載している。例えば工業用水道事業会計であれば、企業1ページ、3目の総係費において人件費所要見込みによる補正として411万2,000円の減を記載している。資本的収支の場合は、企業2ページ、1目の改良工事費の説明欄2で、人件費所要見込みによる補正として10万1,000円の減となっている。先ほどの資本的収入額に対する資本的支出額の不足額は、それらを合計した結果であり、この補填については、過年度及び当年度分の損益勘定留保資金を充てていくものである。したがって、給与改定による増減は、その前の部分である。

次に、源泉徴収漏れについて、法人で営業し、分筆や不動産鑑定等であれば、委託先で納税することとなるが、そうでない場合は県が徴収義務者に位置づけられているので、県がかかわって納付している。

長尾トモ子委員長

宮本委員の質問は、なぜ追加提案で不足分の記載が出てくるのかということなので、端的に答弁願う。

次長

まず、議案第4号、企業2ページ下の(3)に差し引き不足額7億8,143万7,000円の記載がある。さらに、追加議案第65号、企業2ページ下の(3)の差し引き不足額が7億8,152万1,000円で、この差が補正額8万4,000円となる。つまり、不足する累計額が(3)であり、当初及び追加提案それぞれの結果が当該箇所にあらわされている。

三村博昭委員

局長説明要旨に、「不動産鑑定士、土地家屋調査士等の委託料・報償費に係る所得税の見直し」とある。この見直しという表現は、法改正を意味するものか。

経営企画課長

法の改正等ではない。源泉徴収義務者である自治体の長等が行っている徴収事務について、全国的に理解不足等があり、他自治体でもこのような案件がいろいろ発生したことから、本県においても見直した結果、誤りがあれば正して納めてもらいたいということである。

三村博昭委員

所得税法では、サラリーマンの所得だけではなく、委託料や手数料等について支出した場合も源泉徴収しなければならない規定がある。たまたまその規定を忘れていたのか、あるいは認識していなかったのか。いずれにせよ事業に係る特別徴収をしていなかったということなので、「見直し」という表現ではないと思う。当然納めるべきものは納めることとなるので、これらに伴い生じた延滞金や延滞加算金について、どこに予算措置されているか。

経営企画課長

「見直し」の表現は、税務署から依頼のあった文書から引用したものである。延滞等に係る予算については、今後流用等を行い、2月補正で対応したい。

三村博昭委員

5件、42万円の徴収すべき金額が徴収されなかったために、改めて徴収して税務署に納付したということである。この5件がいつごろからの徴収漏れかわからないが、延滞金、延滞加算金、重加算金等の付帯税の納付が当然求められる。こ

こで金額が確定しているのに、なぜ2月補正なのか。

企業局長

このような事態が発生したことは、非常に申しわけない。

まず、「見直し」という表現については、福島税務署長から依頼のあった文書の件名である。

次に、延滞金等の額については、これから徴収漏れした42万676円を税務署に納付した時点で確定するので、その時点で改めて予算措置することから、2月補正となる。これからしっかりと税務署への納付手続を行い、その後の延滞金等についても適切な処理をしたい。

三村博昭委員

本税の納付時期に、延滞金も当然納付すべきである。まず本税だけ納めて、延滞金等の付帯税については後日納めることについて、税務署がそれでよいとは思わないと思う。本税が確定しているのであれば、本税見合いで、延滞金等を期日の割合で計算して予算措置すべきではないか。2月補正の時期で税務署が了解するのであればよいが、ミスにミスを重ねては仕方がない。事務執行に当たり、慎重に進めるべきと思うが、どうか。

企業局長

このような事態となったことは、大変申しわけなく思っている。事務手続を慎重に進め、遺漏のないようにしたい。

長尾トモ子委員長

各部局ともこの問題はあるので、しっかり対応願う。

宮本しづえ委員

この問題は全国的に発生しているので、仕組みに問題があるのではないか。委託料や報償費だけは個人に委託した場合、委託元が納税義務者となる複雑な仕組みが、このような事態を招く原因だと思う。委託料等を含め、個人が申告、納付するのが事務処理上も簡潔であり、このような事案は発生しなかったのではないか。そのような見直しをしたらよいと思うが、県はどう考えるか。

長尾トモ子委員長

宮本委員に申し述べる。この件は、各部局に共通するので、別途確認願う。

古市三久委員

いわき四倉中核工業団地の開発について、これからどのように整備を進めるのか。いわき市ともいろいろ協議すると思う。浜通りの復興に大きく寄与するためには、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想に位置づけ、国の予算を確保することが重要であり、構想に合致した整備をする必要があると思うが、当該団地の整備をどのように考えているか。

経営企画課長

イノベーション・コースト構想については、平成26年11月から、ロボット研究・実証拠点整備等に関する検討会、国際産学連携拠点に関する検討会及びスマート・エコパークに関する検討会により検討が進められており、年度内にはそれらを取りまとめていくと聞いている。

四倉地区も浜通りエリア南部であることから、同構想の検討会の中で活用が考えられないか、企画調整部及び商工労働部と情報を共有し、検討内容を注視したい。

古市三久委員

企業局は、それらの検討会に入っているのか。また、このような意見を反映させるための仕組みは、どのようになっているのか。

経営企画課長

企業局は、残念ながらそのメンバーに入っていない。企画調整部が全体を取りまとめ、産業関係については商工労働部もメンバーに入っている。企業局と商工労働部は、特に密接に情報交換・情報共有を行っているため、そのような面から

いわき四倉中核工業団地が活用されるよう働きかけたい。

古市三久委員

当該工業団地の整備について、県の企業会計予算を使うのか、あるいは国の復興財源を使うのか、やり方はいろいろあると思う。この際、工業団地の整備をイノベーション・コースト構想に位置づければ、国の復興財源を充てることができ、県の負担も少なくなり、よりすばらしい工業団地の整備ができるので、ぜひ構想に位置づけてもらいたい。

商工労働部にも依頼するが、企業局でも財源、財政措置について要望願う。

宮本しづえ委員

相馬工業用水道について、施設拡充に備えた測量業務などに着手したとある。これからどれくらいの設備投資が必要となり、それが利用料金にどのようにはね返ってくるのか。契約に向けた協議をしているとのことであるが、水道料金について、どのような考え方で契約をするのか。かなりの設備投資をして原価を回収しようとするれば、いや応なしに水道料金を値上げせざるを得ないと思うが、それを前提で相手方と協議を進めているのか、あるいは現行のまま、県が相当負担するのか。基本的な考えを聞く。

工業用水道課長

9月に補正して、現在施設拡充に向けた作業を進めている。その前提となる、いろいろな需要が発生している企業等の協議についてであるが、現在の相馬工業用水道の契約料金は1㎡当たり税抜き50円で、いつどれくらい必要になるか話を詰めている。複数の希望企業から話があるので、それらを集計した上で将来的な料金収入と施設拡充の費用をシミュレーションして、将来的に経営がどのようになるのか、工業用水道事業者として検討している。現在、企業から来ている相談の量や時期を考慮すると、短期間に集中してはいるが、将来的に経営はよくなると見込んでいる。

なお、工業用水道を設備投資すると料金で回収できないのではないかという委員の指摘については、これからいろいろと事業計画を詰めていかななくてはならないが、現在の段階では、施設拡充費用は料金で十分回収できるものと想定し検討している。

(12月15日(月) 商工労働部)

宮本しづえ委員

商2ページ、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、電力料金に対する支援とのことであるが、どのような基準で交付されるのか。

企業立地課長

制度の概要だが、まず雇用を生む事業者に対して、企業立地から大体8年間、半期ごとに電気利用料金の実績に応じ、その一部を支援する制度である。対象は、原発立地地域にある市町村及び隣接市町村の合わせて11市町村となっている。補助要件は、事業所の新增設に伴い電力の新規または増加契約をして、雇用が3名以上増となった場合で、かつ原発所在市町村(双葉町、大熊町、富岡町及び楡葉町)の4町については、新設が500万円以上、増設が250万円以上の投資をした場合である。また、隣接市町村(いわき市、広野町、川内村、葛尾村、旧都路村、浪江町及び南相馬市小高区)の7市町村については、新設が1,000万円以上、増設が500万円以上の投資をした場合である。

宮本しづえ委員

一部とはどういうことか。

また、これは企業だけが対象の事業と理解してよいか。

企業立地課長

一部とは、全額ではないという趣旨であり、細かく分かれた計算式に基づき算出し、補助される。支払った金額と所定

の基準により算出された金額のいずれか低いほうを支援することとなるので、3～5割、多ければ8割になることもある。

対象業種は、製造業だけでなく、小売業や医療・福祉、学校関係も含めた事業全般となっている。業種別の割合は、製造業が約80%、次に多いのが小売業の10%、その他が残り10%となっている。

宮本しづえ委員

商7ページ、科学技術振興普及費2,475万2,000円の減は、委託していたものを県の直営にしたことによる減額との説明であった。

今まで直営を委託にするのは聞き、委託を直営にするのは余り聞かないが、これはどのような理由であるか。

医療関連産業集積推進室長

減額理由は、審査会の開催や事業の管理運営等を外部機関へ委託しようと募集したが、応募する外部機関がなかったため、直営としたものである。当初約1,000万円を予算計上していたが、その分を減額する。

また、ことしは事業化補助金を18億円計上しているが、そこにプラスアルファで設けた県単のソフト事業に申し込まなかった企業が結構あり、これが約1,500万円の減額となるため、合わせて約2,500万円の減となる。

宮本しづえ委員

商13ページ、緊急雇用創出事業（地域雇用再生・創出モデル事業）の債務負担行為補正だが、モデル事業とはどのようなことを意味するのか。雇用を創出するためのモデルと考えれば、きちんとモデルになる雇用形態で、安定雇用を創出することが重要な眼目であろう。何を目指してモデルというのか。

雇用労政課長

説明欄にもあるが、将来的な事業の自立により、さらなる雇用の創出が見込まれるものである。具体的には、例えば農林水産業や福祉・介護など分野別に、生涯現役、全員参加、若者、女性、高齢、障がい者や技能伝承などモデル性の基準に合致するものを採択している。

この事業は3カ年事業として平成24年度にスタートしたため、基本的には今年度で終了する。ただ、24年度にスタートして27年度までかかる事業が一部あるので、今回消費税分の計上の関係で債務負担行為を設定するものである。

なお、全体で約50事業があり、例えば会津で著名なソースカツ丼のソース開発のほか、江戸時代の伝統的な食文化の検証や研究、六次化などが主な事業である。

宮本しづえ委員

地域で新しい事業をどのように作り出して、それをどう雇用に結びつけるのかは非常に重要な視点の1つだと思う。

雇用のモデル事業と考えたときに、いかに良好な雇用環境や雇用条件をつくっていくかも重要な要件としなくてはならないと思う。したがって、採択時に、きちんと将来の正規雇用につなげることが担保されるような条件を付すべきだが、その部分は重視されていないのではないか。被災地でも正規雇用につきたいという被災者が多いが、そのミスマッチは依然としてある。だからこそ、せつかく補助金を出すのであれば、安定した雇用をどのように確保するかという視点で事業採択すべきと思うが、どうか。

雇用労政課長

このモデル事業は3年間なので、終われば事業者には県や市町村の委託費は入らないが、いろいろな商品開発など人を雇用して何らかの事業をすることで収入が入る場合もある。この事業は、収入があった場合でも事業継続が見込まれるものについては、事業で得られた収入分を返さずに済む形で、できるだけ継続的な雇用を推進するスキームとなっている。

古市三久委員

有効求人倍率について聞く。本県は有効求人倍率が高くなっているが、どのような業種が高くなっているか。

雇用労政課長

県内の有効求人倍率は、最新データ（平成26年10月）で1.45倍だが、例えば建設業、医療・福祉が目立って高くなっている。

古市三久委員

それらの倍率は幾らか。

雇用労政課長

建設業が4.57倍、医療・福祉が2.82倍である。

古市三久委員

それらのほかに倍率が高い業種は何か。

雇用労政課長

数は少ないが、保安業が9.41倍となっている。

古市三久委員

これらの仕事への就業希望者は、どれくらいいるのか。

本県はいびつな状態になっている。例えば、建設業や医療関係は人手が足りず、それらをどのように解消していくのかは、これまでもそうだったが、今後も課題である。一朝一夕に解決できる問題ではないが、復興や被災者のさまざまな課題を解決するためには、建設業や医療関係の人材が必要となってくる。

県として、何らかのトリックのような方策があるのか。あるいは、そのようなものは全くなくて、需要と供給に任せるしかないのか。県の考えを聞く。

雇用労政課長

震災以降の傾向として、職を求める方がどうしても減少傾向にあり、一方で復興需要の関係で求人数は増加傾向にある。現在、有効求人倍率は1.45だが、具体的に述べれば、求職者数が約2万9,000人で、求人は約4万5,000人分である。

人手不足感が著しい企業、分野については、労働局と連携しながら業界団体の理解促進に努めるとともに、建設業や福祉に特化した就職面接会を実施するなど、できるだけ求人のミスマッチを解消する努力をしている。

また、東京に就職相談窓口があり、従来は3名で運営していたが、5名に拡充し、できるだけ首都圏からの人材確保という観点で対応している。

宮本しづえ委員

関連で、求人数4万5,000人のうち正規、非正規が幾らかが大事だが、その内訳を教示願う。

雇用労政課長

10月末現在で、正規分の求人数は2万人弱であり、求職者が2万人強なので正規雇用に限った有効求人倍率は0.95となっている。昨年同月現在で0.79だったので、0.16ポイント上昇している。

宮本しづえ委員

約2万人は正規雇用を求めている。正規で働きたい人が圧倒的に多く、仕事を求めている人の大半がそうである。それにどのように応えていくのかが、それぞれの業種にも行政にも問われている。

安倍内閣が、雇用は100万人ふえたと言っているが、この2年間で正規は22万人減って、非正規が123万人ふえた。全体で雇用はふえたがいびつな状況になっているので、これらをどのように改善していくのかは、県の労政行政にとっても重要な課題である。県内事業者に対して積極的に要請することが、結果的によい人材を確保することにもつながるので、そのような視点で雇用問題に取り組んでもらいたい。

次に、先月15、16日に福島市内で全国災害対策交流会議があり、土湯温泉に1泊した。会議には浪江町の馬場町長も来て記念講演をしたが、今の災害状況を皆で共有しながら、どのような支援が必要で、行政に対してどのように働きかけるかという交流会議であった。

夜の交流会のときに挨拶したおかみは、本県の災害について基本的に何も言わなかった。しかし、被災の現状や復興に向けて頑張っていることを本県から発信することが非常に重要である。それは行政任せではなく、県民を挙げて発信していくことが大事であり、特に観光は他県から人が来る分野なので、行政もきちんと位置づけて現状をしっかりと発信して

いくべきというのがそのときの感想である。旅館業にも要請して皆で取り組んだらよいのではないかと印象を持ったが、担当部局としてどのように考えているか。

観光交流課長

来年の本県DC本番に向けて、観光面の情報発信を盛んにしている。その中で、当然ながら本県の現状について、全国、全世界に正しく理解してもらうことが極めて重要と考えており、本県の現状を正確に発信するとともに、何よりも現地に来てもらい、見てもらいたいのので、それに努めている。

昨年度に引き続き今年度も実施したおもてなし研修会では、本県の観光資源と現状についての項目を設けて、観光関係者にそれぞれ正しい理解をしてもらっている。適時適切な情報発信ということもあるので、そこはそれぞれに任せるしかないが、そのような形で本県の現状を正しく理解してもらい、本県を支援してくれる人に対して、おもてなしの心で迎える取り組みもしている。その中で、県民を挙げて本県の現状を発信していくことができるのではないかと考えている。

古市三久委員

先ほどの続きであるが、建設業と医療・福祉の有効求人倍率が高い。建設業は労務単価も上がっているが、医療・福祉の労務単価はどのくらい上がっているか。

雇用労政課長

即答できる資料が手元にない。特に、介護・福祉分野だと国の報酬単価が定められているので、それを参考に給与関係を決めざるを得ないという話はある。

古市三久委員

いわゆる3K（きつい、汚い、危険）と言われる厳しい仕事であり、求人は多いが、希望する人が余りいないのが実態である。賃金等を含めた総合的な労働条件等に対して対策してもらわないと、このようなミスマッチはなかなか解消できないので、できることがあればしっかり取り組んでもらいたい。

次に、工業団地について聞く。先ほど企業局にもいわき四倉中核工業団地について話したが、イノベーション・コースト構想のメンバーに商工労働部は入っているか。

企業立地課長

6月にまとめられた構想を具体化するため、国が11月から3分野（ロボット研究・実証拠点整備等、国際産学連携拠点及びスマート・エコパーク）の検討会を設置しており、これから具体化に向けて検討が進むが、その中に、関係省庁、市町村及び有識者のほか、県も部長クラスが入っている。

古市三久委員

これからいわき四倉中核工業団地が整備される。その中で、県がどのように当該工業団地を位置づけるのか、考えはあると思う。復興に寄与するよう整備すると思うが、産業も含めた企業誘致を進める上で、当該工業団地をイノベーション・コースト構想の中に位置づけるべきと思うが、どうか。

企業立地課長

これからイノベーション・コースト構想が具体化されていくが、いわき四倉中核工業団地は、立地的に確かによい場所にあるので、有効に活用されるよう、また、具体化された構想を踏まえながら、企業誘致を戦略的に進めていきたい。

古市三久委員

しっかり取り組んでもらいたい。

次に、観光交流局に聞く。日本橋ふくしま館M I D E T T Eの来館者数は約27万人だが、売り上げは幾らか。

県産品振興戦略課長

4月12日のオープンから11月末までで約2億600万円である。

古市三久委員

当初見込みに対する達成度はどうか。

県産品振興戦略課長

オープン時の想定が年間約3億円なので、ほぼ目標に近い推移をしている。

古市三久委員

都道府県単位で設置しているアンテナショップの数は39あるが、一番の売り上げはどこかわかるか。

県産品振興戦略課長

東京都内にある、北海道のアンテナショップではないかと思う。

古市三久委員

7～10億円が北海道と沖縄県であり、5～7億円が岩手県と鹿児島県である。本県は2億円とのことだが、大きな目標に向けて取り組んでいかななくてはならないと思う。先進的なところがどのようにになっているかしっかり学び、売り上げを伸ばすべきと考えるが、どうか。

県産品振興戦略課長

売り上げ面では各都道府県の商品の特性等もあるが、本県は首都圏情報発信拠点として整備した施設であるので、よいところは学び、本県の現状、商品の魅力等を首都圏の方々に今以上に訴求できるよう努めたい。

三村博昭委員

ふくしま産業復興雇用支援事業についての部長説明で、11月21日現在で1,428事業所からの申請があり、月末までに625事業所の交付決定をしたとあった。これは約45%で、残りの55%についてどのような対応をするのか。年末、年度末と平成26年度事業も差し迫ってきており、申請期間等のかかわりもあると思うが、いつごろまでに整理されるのか。

また、1,428事業所からの申請額は総額幾らか。

雇用労政課長

まず、事務手続だが、先週末で申請を締め切り、現在受け付けた分を審査し、交付決定に向けた作業をしている。事務手続におおむね3カ月を要しているのが現状であるので、今月受け付けたものは2月ごろをめどに進めたい。

次に、金額だが、交付決定が全て済んでいないため確たる数字は示せないが、現時点で約7,000名の交付決定をすると仮定すれば、1人当たり最大3年間で225万円なので、約200万円を見込めば約140億円の事業費となる。

三村博昭委員

大変多くの額が県民、事業者に交付される。事業者は待っているので、できるだけ早い時期に交付決定できるよう願う。

次に、グループ補助金について尋ねる。19、20回目に限定した形で、資材等価格高騰による増額措置がとられるようであるが、これは何を基準にして、どの程度の増額措置を講じるのか。

産業創出課長

グループ補助金の増額措置の対象は、交付決定を受けた年度では終わらず、2回の繰り越し（明許、事故）をしても終わらなかったところが対象となっている。当初交付決定した事業費と比較して、1割以上ふえた事業所に対して、施設費と設備費のうち施設費について増額対象としている。

三村博昭委員

10%以上とのことだが、本県で取り組んでいる各工事を見ると10%でおさまっている工事はない。総務部所管のふくしま国際医療科学センターなどはかなり増額され、教育庁の施設整備費も12%以上の増額補正となっている。

事業者に対しては10%以上だが、それでうまく進むのか。

産業創出課長

10%は下限であり、例えば、8～9%の増額の場合は対象とならず、10%超であれば対象となり、10%を上回った部分が申請の対象となる。

2回以上繰り越したのが255事業所あり、それらに対して個別にこのような制度ができたことを説明したところ、現時点で7事業者から申請があった。

いずれにせよ、補助金の対象となった事業者には詳しく説明し、また、申請があった事業者には丁寧に対応したい。

三村博昭委員

心がこもった措置と思うが、事業者にとっては5%でも7%でも出費がかさむのは大変なことである。増額措置の対象は10%超とのことだが、その線引きをもっと下げられるのであれば、臨機応変に対処するのも本県産業の復興につながると思うので、よろしく願う。

宮本しづえ委員

小規模企業振興基本法が施行され、これからどのように支援を具体化していくのか各県で計画をつくることとなるが、本県の場合にはどのような手順で取り組むのか、基本的な考え方があれば説明願う。

経営金融課長

いわゆる小規模基本法がことし6月に成立している。これまで中小企業といっても、国の施策は比較的大きな企業を対象にしていた反省を踏まえ、比較的小規模と言われている事業者に対する施策を厚くしていこうということのできた法律である。

基本的に、県が取り組んできた施策は、もともと比較的小規模の事業者を対象とした施策である。国は比較的大きな中小企業、県は比較的小さな小規模企業を担当してきた。例えば商工会や商工会議所は比較的小さな事業者を対象にした経営指導であり、県の中小企業制度資金も上限額が5,000万円や8,000万円である。国の数億円規模の融資額に比べれば、比較的小規模の事業者に特化した施策で構築されている。

県としても、小規模事業者に焦点を当てた施策を平成27年度以降厚くするため、そのような国の施策も利用しながら事業を進めることが必要と考えている。小規模企業は地元の雇用を支える非常に大きな分野なので、今後も国の制度を利用しながら取り組むのが基本姿勢である。

宮本しづえ委員

圧倒的多数の小規模中小企業が地域経済を支えているのが現状であるので、ぜひ具体的な支援策をたくさんしてもらいたい。

参考までに、地方自治法上、市町村は入札をしなくても随意契約で物品購入や工事請負契約ができる仕組みがあり、基準額以下であれば小規模事業者と契約できる。例えば福島市では、50万円以下の修繕工事は入札参加資格がない業者でも契約できる仕組みをつくり、中小事業者が公共工事にどんどん参加できるようになったので、大変喜ばれている。

小規模事業者にとっては、公的分野に入っていくときには、とにかく書類が多くて大変である。県の工事も含め、それらをもう少し簡素化しながら、余り手なれていない事業者も参加できる仕組みづくりをぜひ検討願う。いろいろな工夫を凝らして地域の中小事業者を公的部分で応援してもらいたいので、そのような仕組みの具体化を求めておきたい。

丹治智幸副委員長

2つ尋ねる。

1点目だが、起業家支援について、スタートアップの支援を強化していく必要があると考える。例えば、震災復興で一部の地域や業種が潤っているが、2、3年後には恐らく仕事はなくなるであろう。しかし、現状それらの会社はかなりもうけており、金があるうちに次に投資すればよいのではないかと見ているが、土木や不動産など限られた業種で、新たな産業に参入するのに、どのようにすれば呼び水となるのかという思いもある。それに対して、行政がどのようにかわれるのか、現状を聞く。

次に、海外に桃や梨などの農産物を輸出している報告があるが、逆説的に聞けば、なぜしているのか。県内で、桃や梨の生産量は福島市など県北地区が多い。生産農家に聞くと、輸出するほどのものはないのが実情である。販路を海外に求めるのは、国内の顧客が減っていく現状があったり、本県を理解してもらおうという別の意味があったりするが、行政が税金を使ってこのような事業をしていく目的、ゴールをどのように考えているか。生産者から消費者までのバリューチェーン（価値連鎖）のそれぞれの場面で課題を抱えていると思うが、その現状を聞く。

産業創出課長

1つ目の起業家に対する支援について、これから起業しようと考えている方が、実際に事業を始めようとするときに、さまざまなハードルがある。1つに、そもそもどのようにして事業を始めたらいいか、ノウハウがない。また、起業したはよいが、その後のサポートがない。さらに、金銭的な問題などがある。

前段のノウハウ等の支援については、県としては福島駅西口のコラッセふくしまにインキュベーションルームをつくり起業する方に安い値段で入ってもらい、実際に事業を始めるに当たってのいろいろな事務手続や、どのような人をターゲットにマーケティングすればよいかなどを含めたビジネス的な支援をするための専門員を配置している。

そのほか、県内では同様のビジネス支援をしている団体が白河市、会津若松市やいわき市にもあるので、それらの団体とネットワークをつくりながら起業家を支援している。

資金面については、新たに起業する人は不十分などところがある。県だけでなく中小企業庁でも創業者に対する補助制度を設けているので、そのような制度を紹介したり、そこから漏れた人、特に女性や若者に対し、県として支援する必要があるので、起業家補助として、起業に当たり必要な補助をしている。

また、女性、若者については、子育てをしながら仕事を始めるのは非常に難しいので、起業に当たり子育てスペースと一緒に設けた場所を設定し、かつ事業に対するノウハウについても支援するコワーキングスペース（共働スペース）を設置している。

県産品振興戦略課長

農産物の海外輸出については、農林水産部とも連携して進めている。

まず、意義については、農林水産省も農産物の海外輸出を進めていることもあるが、人口減少時代の到来で国内における食の市場が縮小していく中で、農家の生産規模を守る意味でも、将来的にマーケットを海外に求めていくことも言われている。

また、本県特有の事情として、農産物の風評被害が国内でもいまだに根強く残っている中で、海外でも厳しい風評被害があり、海外で受け入れてもらえることが、翻って国内農家の希望となっている側面もある。また、依然として輸入規制をしている国が近隣にもあるが、ある国が輸入規制を解き実際に輸入している事例が、いまだに輸入規制をしている国へやがて好影響をもたらすことが期待できることから、意義があるものとして取り組んでいる。

次に、実際の輸出における課題は、先ほども説明したように、今でも輸入規制をしている国があることである。特に震災前に大口の輸出先であった香港や台湾が、生鮮食品、果実についてはいまだに開いていないことが大きな障害となっている。規制等がない、もしくは撤廃されていても、実際に本県産農産物を置いてもらえる店舗や輸出入業者などの商流を確保しなければ農産物は送れない。また、送る上でも、物流コストが余り高くては現実的に売れない。

これら現実的な課題もあるが、行政の役割として、県が事業者に成りかわって輸出するものではない。冒頭に述べたような意義を踏まえ、事業者が新しい地域や品目の輸出に取り組めるような販路開拓を支援するのが県の役割だと認識している。現在取り組んでいる国、また、これから取り組む国などいろいろあるが、各国の市場の状況や輸出の普及ぐあい等を見ながら取り組みを考えていきたい。

（12月16日（火） 労働委員会事務局）

宮本しづえ委員

委員費840万円の減額は委員報酬の見直しであるとの説明であったが、減額の割合としてはかなり大きいので、見直しの内容についてももう少し詳しく説明願う。

次長兼審査調整課長

特別職の給与に関する条例の改正があり、委員報酬の見直しがなされた。従来は月額制であったものが、勤務実態に合わせ月額日額併給制となったものであり、その結果844万4,000円の減となる。例えば会長であれば、従来は月額24万1,000円であったが、月額が半分の12万500円となり、それに加えて日額1万7,500円に業務日数を掛けた金額となった。これは新たな任期である6月20日から適用することとなった。

宮本しづえ委員

先ほど局長から説明のあった9月のあっせんについて、どのような理由で取り下げとなったのか。

次に、学生対象の出前講座に取り組んだとのことであり大変よかったと思うが、学生の反応はどうであったか。参加者数が何名で、どのような感想が出されたか。また、高校生にもぜひやってもらいたいが、実施する考えはあるか。

次長兼審査調整課長

まず、集团的労使関係調整事件について取り下げがあったものだが、その経緯について説明する。9月8日に申請があり、申請者と被申請者は、業種が道路旅客運送業に係る労働組合とタクシー会社である。調整事項は賃上げ要求の内容であった。申請後、被申請者である会社に対して職員が実情調査を行いいろいろと話を聞いたところ、労使間で団体交渉を継続していきたいとの話があり、今の段階であっせんには応じられないとの意向であった。その内容を申請者へ伝えたところ、交渉内容を再検討するなどして対応するとの方針が決まり、一旦この申請については取り下げられることとなった。

次に、出前講座について、11月19日に福島大学の3年生を中心に約50名の参加があった。内容は就職活動時のトラブルである。内定取り消しや内定辞退、それからワークルールの基礎として、賃金、時間外労働、退職・解雇等に関する基礎的な知識を就職活動の段階から知っておいたほうがよいということで、当委員会の公益委員である大学教授と弁護士がそれぞれ講座を実施した。

アンケートの内容には、このようなことを全く知らなかったという意見のほか、当労働委員会や労働基準監督署、法テラスなどさまざまな相談窓口があるので、その趣旨に沿って相談してもらいたいとの話もしたので、ルールや相談先がわかったとの意見もあった。

今回は大学生を対象としたが、少し難しいとの意見もあったので、高校生に対しては内容を考える必要があるとともに、また、受け入れ先となる高校との調整もあるが、今後検討した上で実施したい。

宮本しづえ委員

参加者数の50名が多いか少ないかは見方によると思うが、まず取り組んだことは大きな一歩である。今の学生はアルバイトをしないと生活できない現状があり、その中でブラックバイトも大きな社会問題となっていることから、労働ルールをきちんと学ぶことは大事な機会であると思うので、ぜひ系統的に実施してもらいたい。高校生も同じで、もう少し対象年齢も引き下げ、内容もわかりやすくして実施するとよいと思うので要望しておく。

(12月16日(火) 教育庁)

宮本しづえ委員

新・高等学校等就学支援金が確定したが、支援金の対象となった生徒数の割合を聞く。

また、申請漏れがないことをどのように確認したのか。

財務課長

県立高等学校における受給割合だが、11月30日現在で全日制85.3%、定時制92.5%、通信制39.3%、全体で85.1%である。

次に、申請漏れの確認についてだが、今年度は新1年生が対象となっており、入学前の合格通知の際やオリエンテーションでの周知に加え、手続期間内に漏れがないか事務長が確認していると聞いている。4～6月に平成24年の所得で手続をした後、6月には前年の25年の所得が判明し、それらに基づき7月以降に認定となるので、その時点で再度漏れがない

か確認している。

宮本しづえ委員

書類提出が2回必要になる。全員から書類の提出があり、その書類に基づき確認した結果が合計85.1%の認定率との理解でよいか。

財務課長

実際に受給資格があるにもかかわらず、手違いで提出漏れがあってはならないので、文部科学省から示されている申請書の様式に加え、該当の有無について意思表示できる書類の提出を求めており、該当する意思表示をした者に対して必要な手続をしている。また、提出の際に、該当する生徒に対しては提出漏れないように説明するなど気を配っている。

宮本しづえ委員

くれぐれも漏れないよう、生徒に対する周知徹底を願う。

次に、今回の補正で大きいのは、職員給与費の調整が確定したことによる30億円超の減額だが、これだけの乖離が生じた理由は何か。

仮に、減額分の予算を人件費として確保できれば、非常勤講師の扱いを正規雇用に改善できるのではないか。この減額分は、何百人かの新規雇用ができるほどの大きな予算規模である。予算編成の際に、これらもきちんと検討するべきである。

今回は補正であくまでも調整なので、当初予算の際にきちんと議論しなくてはならないが、これだけの減額をする所感を聞く。

財務課長

今回の減額補正額は約31億円だが、給与だけではなく、共済費の追加費用が12億円と比較的大きな額となっている。残りの19億円であるが、翌年度の当初予算に計上する職員数は、11月1日時点の現員をもとに予算を組んでいる。定年退職者と新規採用者の入れかわり部分での数は把握できるが、何らかの事情で勧奨退職や普通退職する者もいる。給与月額が高い退職者と低い新規採用者を比較すると約3分の1であり、定年退職者と新規採用者の入れかわりの部分でも給与月額に大きな動きが生じることから、このような大きな額の補正となる。

古市三久委員

人件費19億円は、教員何名分となるか。

財務課長

19億円の内訳については、単純に人数が減ったことによるものではない。例えば、人数は同じでも、100人が退職し、100人を採用した場合、給与月額の差は約2分の1から3分の1に大きく落ちることもある。

古市三久委員

そうであれば、今回どのような理由で19億円を減額するのか。平成26年度の当初予算、つまり昨年11月の見込みでは何名で、今回の補正では何名だったから、これだけの補正が生じ、共済費もこのような理由でこうなったという説明がなければ、納得できない。

例えば、教員1名当たり幾らで、19億円は教員何名分という計算をするのではないのか。ほかに要因があるならば、明確に説明願う。

財務課長

当初予算を編成する際にベースとなった職員数と12月補正の差を述べる。事務局11名の増、小学校104名の減、中学校5名の増、高等学校29名の減、特別支援学校17名の増、合計100名の減である。

仮に、1名退職、1名新規採用で、職員数に変更がない場合でも、初任給に大きな差額があることから減額となる。それら退職者と新規採用者の入れかわりに該当する数もあり、その積算の合計が約19億円である。

古市三久委員

つまり、多く計上した人数は100名であるが、その退職者と新規採用者の入れかわり部分というのは何名なのか。この100名との関係で、退職者と新規採用者の入れかわりの部分が何名で、19億円のうち幾らか。

財務課長

平成26年度の異動による退職及び採用者数について述べる。

小学校は、退職250名、採用160名で90名の減。中学校は、退職114名、採用75名で39名の減。高等学校は、退職132名、採用103名で29名の減。特別支援学校は、退職30名、採用52名で22名の増。全体で136名の減である。今回の補正減額の大きな要因は、これら職員数の減少に伴うものである。

古市三久委員

先ほどの説明にあった小学校104名の減や中学校5名の増は、今の説明とどのような関係にあるのか。

財務課長

先ほどの数字は、昨年11月1日時点の電算上の職員数と、ことし9月1日現在の電算上の職員数を用いたもので、今ほどの説明は、実際に公表している異動件数であり、電算入力 of 時期により違う部分がある。

古市三久委員

それでは、136名の減で19億円という理解でよいか。

財務課長

給与月額、期末勤勉手当、へき地手当の積算基礎となるほか、例えば教員であれば、教職調整額の積算基礎となる。また、通勤手当や管理職手当、扶養手当などの月額や、超過勤務手当などもあるので、それらを含めた合計が19億円である。

古市三久委員

年間の教育委員会の人件費は幾らか。

財務課長

平成26年度当初予算における教育庁の予算総額が約2,066億円で、そのうち人件費が約1,766億円である。この中には病休や産休等の代替である任期付職員も含まれている。

古市三久委員

今回の19億円の減額は誤差の範囲で、教育庁としては大した問題ではないという認識か。

財務課長

決して誤差の範囲とは考えていない。数字の捉え方として、電算入力している事項等から数字を出している中で、対象職員が多く、1人ずつ積み上げるような手法がとれないことから、先ほどは、正確に何名分というつながりをきちんと説明できなかった。あくまでも算出の仕方であるので、理解願う。

古市三久委員

説明を求めたときに、その根拠となる数字はきちんと説明してもらわないと、何のために委員会で議論しているのかという問題になるので、しっかりとした答弁、資料を用意してもらいたい。

財務課長

次回からきちんと説明できるよう努めたい。

三村博昭委員

今ほどの議論で、我々も当初予算の審議経過を省みると、当初予算における職員の人件費がこれほどの減額となる背景の説明を、もっと求めておくべきであったと反省している。

追加提案に関する人件費15億1,886万7,000円だが、12月定例会に提案される議案の一般補正予算の中にも当然その数字が示されるべきである。

私の計算では、38億4,696万3,000円の減だが、12月補正による減の95%、約33億円が人件費などの補正である。特に、小学校費は5億5,700万円、手当3億4,300万円、共済費8億3,000万円、この積算根拠は何か。つまり、共済費は支払い給与の何%と数字が決まっているので、給与額を上回る共済費があつてよいのか疑問である。

したがって、説明してもらいたいのは、職員数136名の減による33億円の減額補正であり、これだけでは納得できない。当初の職員数、年度末あるいは途中における職員の退職者数、当初の新規採用者数、これらの数字でおよその人件費、職員費にかかわる諸手当も含めた積算がされるという認識なので、年間所要見込みを精査した中で、減額というだけの理由で納得できる数値ではない。

なぜ33億5,300万円に余る職員費の減額となったのか。今ほどの136名が減ったという説明だけでは納得できないので、33億5,000万円の根拠がどのようなものだったのか、説明願う。

財務課長

予算に関する説明書74ページに教育委員会関係の人件費の補正があり、その中に三村委員指摘のとおり、給与等職員手当等と共済費がある。

小学校費の共済費8億3,000万円だが、共済費については給与月額が積算基礎なので、給与5億5,700万円に対し、通常は共済費がそれを上回る減額補正はあり得ない。

共済費には、追加費用の率を変更することに伴い減額となる部分があり、これが5億8,700万円で、8億3,000万円から差し引くと、残りが2億4,300万円となる。追加費用については、当初予算の編成時には、まだ新しい数字の連絡がなく、その後、国からの連絡に基づいた支給割合で支払っていることから、今回約12億円の減額となっている。

三村博昭委員

小学校費のみ聞いたが、補正額は17億3,100万円の減である。

予算書を編成するならば、答弁にも注意願う。

中学校費では、給与が4,967万8,000円の減、共済費が4億6,500万円の減である。1つだけの質問であるが、それに付随する質問は、次から次に出てくる。

今ほどの追加費用の減額という説明であるが、我々がわからないからよいという説明では困る。職員費の総枠の中で聞いており、例として小学校費を挙げたが、関連する部分は中学校費や高等学校費にもある。予算に関する説明書はまだ節の段階であるが、これを見ると甚だしい。よりわかりやすく説明願う。

福利課長

教職員費の共済費には、追加費用が含まれている。追加費用とは、地方公務員等共済組合法の施行により、昭和37年12月以降、個人の掛け金と事業主、ここでいう県の負担金を財源として共済年金の支払いをしているが、37年11月以前のいわゆる恩給期間の年金の支払い財源については、地方公共団体等が追加費用として全額を負担している。

一般の年金財源の安定性、あるいは公平性の確保の観点から、年金給付水準の引き下げや保険料の引き上げなどがあり、それにあわせて恩給期間分の年金給付も引き下げが行われたことから、地方公共団体が負担する追加費用も、その負担率が下げられ、今回の大きな減額補正となった。

また、国の通知もおくれたため、今回の12月補正となったところである。

三村博昭委員

追加費用は、中学校費や高等学校費等の職員費にも共通すると考えてよいか。

福利課長

そのとおりである。

三村博昭委員

中学校費や高等学校費等の共済費の減額が、大幅に上積みされているということか。

財務課長

今回の人件費の減額の中で、共済費が大きな減額となった要因は追加費用である。

三村博昭委員

今回の12月補正に提出されたもので、総額38億4,696万3,000円の減額補正のうち、約95%が人件費、職員費だが、その中で特に大きいのが追加費用分ということである。

なぜこのような質問をするかという、9月定例会の教育長の答弁に関し、博物館や美術館の雨漏りを指摘したが、その際の教育長の答弁を財務課長は覚えているか。

財務課長

正確な表現は思い起こせないが、「しっかり対応していく」とのことであったと思う。

三村博昭委員

記録では、「いつまでもそのようにしているわけにもいかないので、早急に対応したい」と残っている。「早急」とはどの時期かと考えたとき、12月定例会が最も近い時期であり、そのような視点から予算書を見たが、なぜ計上されていないのか。

社会教育課長

9月に三村委員から博物館の雨漏りについて指摘があり、再度早急に現場を確認し、その状況を十分把握するとともに専門家等の意見ももらい、至急調査するための見積もり徴取を進めている。さまざまな工法があるので、部分補修で済むのか、どのような方法が最もよいのか、調査研究しているところである。

長尾トモ子委員長

三村委員に申し述べる。議案に関する部分についてのみ質問願う。

三村博昭委員

それでは、博物館については後ほど聞く。

次に、15億1,886万7,000円の追加補正である。

さきの38億6,738万4,000円の減との差し引きで23億4,851万7,000円の減と、やはり減額幅が大きい。当初予算編成の時点で、本県の教育に必要な職員数と退職する職員数はおおよそつかめるので、採用すべき職員数もつかめると思う。そうしたつかむことができる職員数が基礎となり、人件費、職員費を積算するべきではないか。資料を探さなくてはわからないということではなく、積算の根拠とした数字で委員会で説明すれば、議案審議に余計な時間を費やすことはない。9月定例会でも同様に指摘したにもかかわらず、今回も休議となる事態が生じた。予算の説明者は積算資料を手元に置いておくよう、教育長には特に配慮願う。

教育長

議案説明資料に数字を出す以上はその根拠となる数値があるので、最初に積算した数字や今回12月補正に出した数字の積算根拠を、まずは手元にしっかり置くこととしたい。

三村博昭委員

よろしく願う。

次に、教29ページ、一般施設整備費（平商業高等学校）について聞く。

なぜ、限度額の補正前後の差がおおよそ倍近くとなったのか。当初予算の積算は一体何だったのか。

施設財産室長

平商業高校の改築に伴う仮設校舎設置の計画変更について説明する。

平商業高校は南校舎と北校舎の2つで運営しているが、南校舎を改築して整備しようと進めている。当初の計画では、南校舎を壊して、機能を維持するための仮設校舎建設とあわせ、残っている北校舎の一部を利用して学校を運営しようとしていた。

その後、基本設計を進める中で、各教室の配置や改築中の校舎の回し方を検討したところ、計画変更が生じた。大きな部分は、現在の北校舎と南校舎の教室の配置で、普通教室と特別教室が混在していることから、片方を壊して改築するときに、そのままでは支障が大きいので、改築する南校舎と残す北校舎も含めた校舎全体の配置を見直し、残る北校舎も改修して、特別教室、普通教室の再配置をするという基本計画を立てた。そのため、当初想定していた工事中の仮設スペースや北校舎の一部にも利用できない部分が出たことから、仮設校舎の規模を大きくせざるを得ず、結果としてこの金額となった。

三村博昭委員

建物を見なければわからないのは当然である。どのような状況で教育活動が実施されていて、どうすればよいかを考えれば、当然、建物や施設内の設備の状況からそれらを整える判断となる。その視点から、今の取り組んでいる仕事を見た場合、結果が見えていたのではないか。なぜ、結果が見えず、ここで倍近くの予算を計上することとなったのか。現場の踏査、現地の確認は実際にしたのか。

施設財産室長

改築計画当初から、学校現場と打ち合わせながら担当職員が現場の確認等を進めてきたが、工事期間中やその後の校舎運営の具体的な部分は、基本設計を進める中で詰めざるを得なかった。

ある程度想定できた部分があるという委員の指摘はそのとおりだが、具体的に最終的にはどうするかという詰めの作業をその中で並行して進めていた。

三村博昭委員

各学校の施設整備は、現場の意見を聞いたり、周辺の類似施設を参考にしたりしながら、どうすれば本来の目的に従った活動ができる環境になり得るのか、さまざまな視点から検討すべきである。5年で手直しをせざるを得ないこともあり、10年経っても全く手直しを必要としないつくり方もできる。今手をつけたばかりの仕事が、すぐにまた金をかけざるを得ないやり方は、現場をよく見ず、あるいは関係者の話も聞かず、机上だけで仕事をしているように思えてならない。

教育長、教育委員長に願う。本県の教育環境は、ますます整備しなくてはならない。そのような視点から見れば、手直しの仕事であれ、補修の仕事であれ、しっかりとした方向性を持ち、将来像を見据えた設計や取り組みが必要だと思うが、どうか。

教育長

これから震災復興に向け、子供たちの教育環境をますます整えなくてはならないことは、委員指摘のとおりである。

我々が仕事をやるに当たって、しっかりと現場を見て、確かな根拠を持った積算が教育委員会の共通理解となるよう取り組みたい。

古市三久委員

関連だが、平商業高校の改築は、当初に考えていたものと抜本的に変わっている。三村委員も指摘したが、していることが極めてずさんである。しっかりと現場を調査して、学校関係者の話を聞いて十分な状況把握をしていない。全くずさんな設計をして、いろいろとしてみたが、だめだったから考え直すということである。終了年度が平成29年度で、たまたま変わらないからよいが、変わったなら極めて問題である。そのようなずさんなことをしているのは、教育に対し極めて背信的である。

盲学校及びいわき翠の杜高校について債務負担行為が変更となっているが、これだけの数があるのは問題であり、人材を含めた抜本的な体制見直しをしなければならない。

いろいろと調査した結果、計画変更を余儀なくされたということだが、工事期間に変更がないからよいとはならないので、何が問題なのか説明願う。

施設財産室長

まず、平商業高校であるが、改築工事ともう1つの改修工事については計画そのものが大きな変更となったものではな

く、設計を進める過程で、工事中に仮設校舎として確保しなければならないリース物件の内容を変更するものであり、改修や取り壊す部分の機能を工事中も確保するため、仮設校舎の規模・内容を変更せざるを得ないものである。

(「なぜ、最初からそのことを想定しないのか」との声あり)

施設財産室長

設計を進める中で変更する要素が生じ、それに対応するための補正である。建設計画そのものは、設計の中できちんと詰めながら、今後進めたい。

2点目の盲学校だが、こちらも状況は同様で、校舎の改築工事を進める中で改築中の機能を維持するための仮設校舎のリースである。盲学校は限られた敷地の中で、どのように工事の仮設部分を設定すべきか、基本設計の中で詰めながら進めているが、その中で、当初想定していたよりも解体せざるを得ない建物がふえ、また、配置する教室のうち、仮設校舎に生徒の診察関係の機能を追加する必要があることが判明した。このように当初想定していなかった機能を仮設校舎に入れる必要が生じたため、規模が大きくなった。

3点目の災害復旧に伴う債務負担行為だが、災害に伴い改築している建物の代替機能としての仮設校舎のリース物件である。いわき翠の杜高校で改築工事を進めており、当初12月末ごろまでの施工期間を予定していたが、現地の人員確保が困難という背景もあり、工期が年度末までとなる見込みである。工期の延長に伴い、仮設校舎のリース期間も延長となるので、債務負担行為の額を追加するものである。

委員指摘のように、計画がわかっているものについては、なるべく早く対応して、設計の中でそれを修正し、それに影響する仮設部分もきちんと修正して、その都度、現状に合わせたい。

古市三久委員

説明を聞いた限りでは、きちんとした調査がなされていない。学校の要望等をきちんと聞き、どのような改修や建てかえが必要で、それにはどのような準備をしてどのようにしたらよいか、きちんと計画を立てていないのではないかと。

工事している間にいろいろと問題が出てきたので、債務負担行為の額の修正を提出すればそれでよいと考えているのかと思えない。改築、改修について、その学校はどこが問題で、どのような手順で進めればよいか、きちんと調査して実施すべきである。平成27年度からではなく、26年度から前倒しで実施するからそれでよいとはならない。どのように建てかえなどの工事をしたら教育のために一番有効であるのかしっかり設計に織り込むべきである。それができていないから問題として指摘しているのだから、これからきちんとするよう願う。

次に、勿来工業高校の継続費補正について聞く。27年度まで行う予定だが、何が問題でこのようになるのか。

施設財産室長

勿来工業高校校舎改築事業については、6月定例会で本体工事の改築工事について、工期末を8月5日から11月20日に延長する承認を得た。いろいろな変更要素はあったが、おかげさまで11月20日に竣工した。想定では8月ごろに完成して、その後に残った既存校舎を解体し、その残った部分も含む屋外整備工事を年度内に行う計画をしていたが、本体工事の工期を延長したため、その後に残っていたものの解体と、解体部分を含む周りの屋内整備が今年度内に終了せず、次年度になることから、本体が終わった後の工事分を次年度に延ばそうとするものである。

古市三久委員

6月補正の時点で、そのようなことが想定されていたという理解でよいか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、6月時点で工期が厳しくなることは想定されていた。

ただし、勿来工業高校については、発注時から土壌汚染の問題やその後の人員不足により工期を延長したことなどもあり、何度か変更してきたが、不確定要素が解消し工期等が確定したことから、今回手続をするものである。

古市三久委員

いろいろなことがあっておくれたことは理解するが、本体工事のおくれに伴いグラウンドなどの整備がおくれるのは想

定されたので、6月時点の委員会で説明して情報を明らかにするのが正しいやり方である。学校関係者には説明していたのかもしれないが、わかった時点でしっかりと正しい情報を出すべきと思うが、どうか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、関連事項としてこれをすれば、次にこれが発生すると想定できる部分もあるので、その時点で確定している部分、また、確定していない部分があっても、このようなことが想定されることを説明し、理解を得た上で今後進めたい。

木田孝司委員

教6ページ、教育センター費の情報教育事業費141万2,000円の増について聞く。うつくしま教育ネットワーク事業の年間ライセンス料の更新との説明があったが、これは年度ごとに更新するものではなく、契約がこの時期なのだと思う。当該ソフトの概要について、もう少し説明願う。

また、ライセンスは、人単位か10件などの複数単位かについて教示願う。

次に、このライセンスはシステムが存続する限り更新するものと思うが、システム自体の改修、器材の更新をするとなった場合、当該ライセンスを使用する目標年限はあるか。

教育総務課長

1点目のライセンス契約について、今回年度末に切れることが判明し、追加で更新するための経費を計上したものである。

2点目の契約単位について、複数ではなく、特別支援学校を含め県立学校が多数あるが、それらを包括した形で1件として契約している。

3点目の来年度以降の対応について、県立学校全てにかかわる情報通信費であり、毎年度多額の費用を計上しているため、抜本的な見直しも検討したいと考えているが、今後のことは検討中であるので理解願う。

古市三久委員

教10ページ、サテライト校宿泊施設支援事業の減について、内容を説明願う。

高校教育課長

サテライト校の生徒が利用している宿泊施設に係る舎監の人件費である。当初予算で計上していたが、商工労働部の緊急雇用創出基金事業で措置されたことにより減額するものである。

古市三久委員

それは、当初から想定しなかったのか。

高校教育課長

当初では、これまでの経過から教育庁予算で予算要求していたが、商工労働部との協議の中で、そちらで措置してもらえることとなったことから、今回減額補正するものである。

古市三久委員

それは、商工労働部と教育庁で協議したのか。また、舎監は各学校が契約しているのか。

(「県である」との声あり)

古市三久委員

教育庁高校教育課と商工労働部の関係課が協議した結果なのか。

高校教育課長

舎監は、県教育委員会と契約している。当初は把握していなかったが、その後、商工労働部とのやりとりの中で、当該事業で措置できることが判明したものである。

木田孝司委員

教17ページ、埋蔵文化財発掘調査費5,711万6,000円の減について、当初の調査場所の決定に当たり、根拠となったのは

何か。

また、埋蔵物は1カ所が出なかったのか、あるいは複数か。

文化財課長

まず、会津縦貫北道路遺跡発掘調査について、実施箇所は会津若松市高野町大字木流の1カ所であるが、想定したよりも遺構が出なかった。

埋蔵文化財の場合は、実際に掘ってみなければわからない部分もある。この地区は3層にわたり埋蔵文化財があるのではないかと想定しており、最大の事業量で開発事業者に負担してもらうので、最大見込みで額を計上していたが、掘ったところ1層分しかなかったため、大きな減となった。

次に、東北中央自動車道遺跡発掘調査だが、調査面積が減となった。

これは、NTT東日本（株）の光ケーブルが通っている場所であり、誤って切断すると1億円以上の損害賠償が生じることから、国土交通省で立木の伐採ができず、NTT東日本（株）が光ケーブルを撤去するまで待つこととなり、その部分が平成27年度施工となった。

木田孝司委員

掘ってみなくてはわからないのは承知している。また、試掘はトレンチを細く掘ってするのも承知している。

教育委員会には埋蔵文化財がこのあたりだという目録や一覧表があり、この地名の記載がそれにあるからとの答弁があると思ったが、そのような目録等はあるか。

文化財課長

埋蔵文化財の宝蔵地の地図は、県にも市町村教育委員会にもある。それに基づいてある程度の調査はするが、それに入っていない部分も多少あるので、試掘は何カ所か広範囲に行く。それに基づき本調査の大体の数字を見積もるが、なかなか試掘だけでは捉え切れない部分もある。

宮本しづえ委員

先ほど、議案に対する質疑のときも述べたが、職員費はかなりの減額となった。これを正規雇用に回すよう、ぜひ検討してもらいたい。この31億円の減額は、ことし9月1日時点の現員数で最終的な調整をして、補正しているとの説明であった。そこで、小中高及び特別支援学校別に、本務職員とその他の職員の数について、可能であれば前年度と比較できる資料の提出を求めたい。

次に、避難地域に住んでいた子供たちが、どこの高校に入っているのか正確に把握できていないのではないかと心配している。学校の先生たちに聞いても、サテライト校は別として、どこの地域から高校に入ってきたのか正確に把握できていない。このことがどのような影響があるかを考えたとき、私は本会議で奨学金について質問したが、県が行っている奨学金の中で、条件つきで返済する必要のない震災特例がある。もらった資料では、平成23年度の合計が1,545人、24年度1,334人、25年度979人、26年614人と人数がどんどん減っている。中学生や高校生の数はそれほど変わらないのに、十分に実態を把握できていないのでこの制度を受ける生徒の数が結果的に減ってきているのではないか。避難地域からの高校生が、どこでどのような状態で教育を受けているのか、しっかりと把握して、教職員が個別的な支援ができるよう考えるべきだが、把握の状況はどうなっているか。

高校教育課長

震災から3年数カ月が経過し、震災時の小学生が、中学から高校に入ってくる状況となっている。したがって、相双地域以外の中学校に区域外通学をしている生徒が、高校進学時に、例えば県北の何々中学校卒業で、福島市内の県立高校に入学してきた。履歴だけを見ると確かにわからないが、ほとんどの学校では入学直後に担任の先生が個別面談などをして、入学後の不適應の状況をなくすべくさまざまなフォローアップをしている。そのような中で、実は避難地域から避難をして、中学生を送り、高校に入学してきたという聞き取りが当然なされているものと認識している。

この震災特例の制度が始まった初年度は、年度途中の10月からの募集であり、その時点で1～3年生の被災した生徒の

保護者から一斉に申請がなされた。2年目の平成24年度も、十分に周知が図られていない部分もあり、各学年の生徒からかなりの申請があったと認識している。25年度以降は、基本的には在籍している生徒は継続で、新1年生が周知等により申請する状況に変化してきていることから、確かに数字上は、少しずつ減ってきているのではないかと考える。26年度については、年度初めの募集では614人であったが、10～11月と追加募集期間を設け、各学校で募集をしている。また、他県にも同じ旨の照会をして、被災生徒に紹介してもらいたいとの通知をしている。その結果、約50件の追加募集申請が上がってきているので、新規の申請はほぼ前年並みの数字となるのではないかと見込んでいる。

ただし、委員指摘のとおり、本当に全ての避難している生徒にきちんと伝わっているかということもあるので、今後も各学校に対して年度初めの周知を徹底するよう心掛けたい。

長尾トモ子委員長

先ほど宮本委員から職員数についての資料提出要求があった。高校だけでなく全体となるが、提出は可能か。

高校教育課長

数字の提供は可能である。人事主管課である義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課で取りまとめの上、後ほど提出することとしたい。

宮本しづえ委員

今ほどの高校生の把握については、個別に面談して聞き取りするので現場では状況把握ができているものと考えているとのことだが、あくまでも想定であり、現場の教職員に聞いても、よくわからないという声もある。

被災地域の生徒たちを全体でどのように把握するのかは、県として当然すべき重要なことであるので、中学校から追跡してもらいたい。どこから聞き取りすれば一番よいか教職員と相談したが、中学校でどこの高校に入ったか把握してもらうのがよいのではないかと意見もあった。避難地域の子供たちが、一体どこで高校生活を送っているのか、サテライト高校以外を取りまとめて、しっかり把握してもらいたい。

次に、先ほどの奨学金だが、追加の約50件を加えても合計約660件で、初年度（平成23年度）と比較すると半分以下であり、申請がこれだけしかないのは、まだまだ制度の周知がなされていないと受けとめている。せっかく、高卒で収入が年収320万円以下であれば返済しなくてもよい条件であり、ほかにこのような制度はなく、あるものを最大限使って被災者の子供たちの支援に積極的に取り組んでもらいたいので、制度のさらなる周知徹底を要望する。

次に、特別支援学校についてである。いわき養護学校とあぶくま養護学校については、教育長の説明でも方針が出されたが、どれくらいの規模で考えているか、もう少し詳しく説明願う。また、そのほかの学校について、全体計画の見直しはどのようなスケジュールで今後進めていくのか、あわせて説明願う。

特別支援教育課長

まず、設置を予定しているあぶくま養護学校の規模だが、現在の在籍数が358名で、小学部102名、中学部72名、高等部184名である。そのうち、田村地区が38名在籍しているので、そこを中心に今後の規模を考えていきたい。なお、あぶくま養護学校には、現在郡山市を中心に田村地区、安達地区及び岩瀬地区の5市4町4村から通学しており、それらも含め広域な範囲であるので、今後慎重に検討しながら進めたい。

次に、全体の整備計画の見直しだが、現在各地域、各学校の現状についても精査しており、年度内を目標に作業を進めているところである。

宮本しづえ委員

あぶくま養護学校については、田村市の分だけ旧春山小学校で対応することとなるのか。当校は、本委員会でも視察したが、38人が移っても過密状況は解消されないので、問題解決にはならないという認識でよいか。

特別支援教育課長

旧春山小学校は、環境的に大変静かなところなので、例えば自閉症児の場合、大変適した環境であると考えれば、田村地区以外からも通学してくる可能性がある。通学可能な範囲であればもちろん通学してもらうので、それらも含め検討し

ているところである。

木田孝司委員

関連であるが、地元のいわき養護学校についてである。勿来にできる分校は、あぶくま養護学校と同様に、通学時間の負担軽減が念頭にあったものとする。この通学時間の負担軽減を考えたときの学区の設定状況はどうなっているのか。もし既に決まっているのであれば、どの地区か教示願う。

特別支援教育課長

特別支援学校には学区という考え方はなく、毎日通学可能なところがいわゆる学区となるが、いわき市であれば市全域と考えているので、その中でさらに勿来地区、泉地区というような区割りはない。

木田孝司委員

それは、保護者の意向を確認した上で決定するのか。

特別支援教育課長

これまでも、いわき養護学校については、通学希望や転校したいかどうかのアンケート調査を数回実施している。さらに現在も近隣の中学校に声をかけ、希望の有無について調査しているところである。

椎根健雄委員

先日、郡山高校と安積黎明高校の第67回全日本合唱コンクール全国大会(高校Bグループ:33人以上)金賞受賞祝賀会に参加した。合唱は大変素晴らしいものがあるので、引き続き支援願う。

さて、このように全国でも優秀な成績を上げている部活動に対し、全国大会に参加するための遠征費などの補助はあるか。

高校教育課長

生徒に対する遠征費の補助は、県費では特にない。自己負担と各学校で有している団体会計等により賄われていると認識している。

椎根健雄委員

そうすると、全国大会に参加するためには、その生徒や家族、あるいは後援会などの支援者が負担しなければならないという認識でよいか。

高校教育課長

指摘のとおりである。団体による補助の割合は各学校によって定められていると思うが、基本的にはそのような形である。

また、高等学校総合文化祭は、全国出場の場合には(公社)全国高等学校文化連盟連から予算措置される。

椎根健雄委員

教育長の説明で、「生徒の可能性を広げ、それぞれの夢を実現することができるよう教育内容の充実に努める」とあった。私がこの祝賀会に参加したとき、合唱の部活動は一生懸命していたが、家庭の経済的理由で全国大会に参加できない生徒がいたと聞いた。そのようなことを考えると、それぞれの生徒の可能性や夢を経済的理由で摘み取ってしまうことになる。県として何らかの補助があればよいと思うので、今後の検討課題としてもらいたい。

教育長

椎根委員には2つの祝賀会に参加してもらい感謝する。

子供たちの一生懸命頑張っている姿を応援したいということであるが、子供たちの力も備わってきて、本県から全国大会に出る学校が多くなってきた。部活に対して、県では支出財産面での補助をしており、遠征費については高文連には100万円ほど援助しているが、個々の部活動にはなかなかできない。その分を体育後援会や文化後援会などの各学校の学校後援会からお願いして、できるだけ家庭の負担が少なくなるようにしている。

委員指摘の財政的に厳しくて全国大会に参加できない話は、私は初めて聞いたので、今後検討させてもらいたい。

長尾トモ子委員長

椎根委員から質問があったが、この問題はあちこちから聞こえてくる。本県の子供たちがこれからいろいろな場面に出て行くのに大事な支援であると思うので、検討してもらいたい。

古市三久委員

今子供の貧困が社会的な問題となっている。さまざまな高校の中にも、経済的に非常に困難な状況の中で学校に通っている生徒がたくさんいる。

12月6日に、親を失った子供を支援しているあしなが育英会による高校生を対象にしたアンケート結果が発表された。その中で就職する人が3割、そのうち経済的理由で進学を断念する人が3割となっている。今、6人に1人が貧困と言われている。目に見えない問題かもしれないが、学校の中にはそのような問題が混在している。子供たちは大変な状況の中で精一杯生きている。

今、生活保護が切り下げられているという問題がある。給食費を払えない、あるいは学用品を買えない児童生徒に就学支援金を支給しているが、県内の実態はどのようになっているか。

義務教育課長

平成24年度は、要保護、準要保護の児童生徒数が1万6,656人いた。さらに、被災し、就学支援を受けた子供が8,220人と合計2万4,876人で、全校生徒に占める割合は15.64%となっている。

古市三久委員

割合で15.64%、つまり6分の1強であり非常にふえている。生活保護が切り下げられて、なおかつ就学援助も切り下げられる状況になってきている。

例えば、以前はこれだけあったが切り下げられた、あるいは切り上げてよくなったなど県内各自治体の就学援助の状況を調べてもらいたい、どうか。

義務教育課長

昨年度と今年度の比較については、調べて後ほど資料提出したい。

古市三久委員

自治体ごとに調べて資料提出願う。

また、教育委員会としてもきちんと認識して子供たちの指導に当たってもらいたい。

椎根健雄委員

先ほどの関連である。答弁は求めないが、私が聞いてきたところ、子供にもプライドがあるので、経済的理由で行かないということではなく、進学などの別な理由をつけて部活動を大会前にやめる生徒もいるという現状だけは知っておいてもらいたい。

古市三久委員

各委員に、公立学校の管理職考査の不透明性についての手紙が来たと思う。

その中に、「校長選考考査において、筆記考査の結果が公表されていない」とあったが、どのように選考考査が行われていて、公表しない理由は何か。

義務教育課長

小中学校の管理職の選考考査について、まず、校長については、筆答考査で指導面と管理面の考査をしている。翌日に1次面接を行い、それらを総合した結果で1次通過者を決定している。その後、最終面接を行い、次年度の昇任者を決定する仕組みとなっている。

次に、教頭昇任については、筆答考査が終わった段階で1次面接へ進む通過者を決め、日にちを置いて1次面接を行う。そこで最終面接に進む者を決定し、最終面接により、次年度の昇任者を決める。

高校教育課長

県立学校については、高等学校及び特別支援学校を同時に、校長並びに教頭それぞれの選考考査を実施している。校長の場合は、1次は筆答考査のみであり、2次は面接を複数回実施している。教頭の場合も1次は筆答考査、2次は面接という形で進めている。

古市三久委員

筆答考査とは筆記と同じことだと思うが、点数はつけるのか。

義務教育課長

筆答であるので、100点満点で点数をつけている。

(「高校も同じか」と呼ぶ者あり)

高校教育課長

そうである。

古市三久委員

校長の場合、100点満点で点数をつけるが、点数に関係なく1次面接をして、総合的な点数をつけた上で、2次面接や最終面接の合格を出すこととなると思うが、面接についても点数はつけるのか。

義務教育課長

選考の中に面接があるので、筆答のような細かい点数にはならないが、当然点数はつけて、その結果を昇任の選考に反映させている。

古市三久委員

何点以上の方が1次面接へ進むのか。

義務教育課長

基準点を決めているわけではなく、その年の昇任者数やどれくらいの点数をとったかにより上位から昇任者を決めている。

古市三久委員

それは極めて曖昧であり、選ぶ人により恣意的になるおそれがある。選ぶのにそれなりの基準やルールなどはつくっていないのか。例えば筆答考査では80点以上、面接でもそれなりの点数を基準にするなど透明性が高い試験にしないとまずいと思う。ブラックボックスにして、何だかわからないが、あなたは合格、あなたは不合格ということではなく、受験をした人が私は何点以下だからやむを得ない、私は何点だから2次に進めたということがわかる仕組みでないと、非常に非民主的な選考だと思うが、どうか。

また、そのような基準がなければ基準をつくって選考すべきと思うが、どうか。

義務教育課長

筆答試験の透明性について、2年前から問題を持ち帰り可としているので、どのくらいできたかは、本人が後で自分で確認すればわかるであろうと推測している。また、面接についても、質問した内容にうまく回答できたかどうかは、本人もよくわかってその場を終わるのではないかと推測している。

なお、基準点について、毎年同じような難易度の問題をつくるのはなかなか難しいので、基準点を決めるのも難しい状況にある。

ただし、教頭昇任試験については、筆答試験の基準ではないが、これくらいの点数であり、法令的なものも熟知している者であれば、その年に昇任がかなわなくても、次年度以降3年間は筆答を免除する制度もある。

古市三久委員

筆記試験の点数があるのであれば、出せるのではないかと推測している。

手紙の方も、自分の問題用紙を持ち帰って採点しているが、点数については知らされていないので全くわからないと言

っている。また、面接も基準がないので、これもその年によって校長になるのが30人なのか50人なのかで違ってくる。裁量で校長を選ぶような認識であれば問題だと思うので、透明性を高めるためにどのような方法があるか研究して、改善していくことが県教育委員会の役割である。

教頭は、PTAの役員などをしているが、校長は学校では天皇である。表現は悪いかもしれないが、教頭は小間使である。朝早くから登校して夜遅くまで勤務し、戸締まりから何から山ほど仕事をして帰る。ところが、手紙の人が書いているように、現場から校長になれる人は少なく、教育事務所や本庁勤務の人から昇任してしまうので、使い捨てのようであっていただけないと思う。

そうではなく、優秀な人はどこの世界でも昇任していくので、そのように全体が確認できる透明性の高い仕組みをつくるべきであり、ブラックボックスのような選考をしているのであれば、教育委員会は極めて非民主的である。

あの人は優秀だから昇任した、あの人はそうでないからだめだったなど、組織だからいろいろある。校長にふさわしい、それなりの見識と指導力を有する人が校長になれるよう、どうすれば透明性の高い選考ができるか、基準やプロセスを研究すべきであるが、教育長の考えはどうか。

教育長

管理職の登用試験についてであるが、これは義務教育も高校も大体同じである。1次の筆記試験と面接は全て点数化する。面接も複数の目で行う。採用枠が決まっているので、例えば50点以上が合格ということではなく、採用枠に対し、上位から採用している。そして、2次試験も複数の幹部職員が面接官として携わるが、比較するためある程度の基準を決めて公平に評価する。私のところには全て数字でデータが上がってくるので、上位から一人一人見て、採用予定人数も決まっていることから、校長や教頭として大丈夫という者を決定する形をとっている。

委員指摘のとおり、まだまだ透明性などいろいろと研究する余地もあり、今の採用がベストとは思わないが、我々が今できるベターな採用として、疑念を抱かれないような形の昇任試験を実施していると考えている。

なお、研究は進めていきたい。

古市三久委員

指導主事等は、試験免除になっているのか。

義務教育課長

行政に入っている指導主事、管理主事等がいるが、これらは入る段階で指導や管理についてはクリアできているという判断で免除している。

古市三久委員

管理職である教頭になるときに、そのような判断はしていないのか。指導主事や管理主事は、どのような者になるのか。教頭や校長からなるのか。また、その割合はどのようにになっているのか。

義務教育課長

行政に入る者には、教諭から入る者もいる。指導主事は、教頭から入る者が一番多い。管理主事は、義務教育の場合、一部を除きほとんどを校長経験者が占めている。校長の割合はすぐに出ないが、教頭が多いのは間違いない。

古市三久委員

校長になるには行政に入った方が得なのだろうが、行政に入るのも、私に言わせれば不透明であり、試験を行い公平にすべきと思う。

指導主事はどのような基準で選ばれるのか。試験で選ぶのか、あるいは能力があるとして上の者が勝手に決めるのか。

義務教育課長

指導主事、管理主事の選定に当たっては、小中学校においては市町村教育委員会の教育長、教育事務所の所長や次長等から推薦をもらい、本庁で選考している。

古市三久委員

そのようなやり方は昔ながらの仕組みであり、果たしてよいのか。もっと透明性の高い選び方をしなければ、現場で働いている教頭は、非常に不満を持つと思う。そして、不満を持つことは、学校経営なども含め、教育にもかかわってくるので、不満を持たないような仕組みをつくり、しっかりと透明性の高い選考をするべきだと思う。

昇任試験の結果は、新聞等で公表しているのか。

義務教育課長

昇任試験の結果だけを特別に公表することはないが、年度末の人事異動で、昇任者を公表している。

古市三久委員

新聞等で、前任も含めて書いてあるのは承知している。

校長に上がったのが現場と管理部門では、おおむね管理部門からが多い。現場で一生懸命やっている教頭は、なかなか校長になれない。能力等の問題でなれないのはやむを得ない。それぞれが試験を受けて点数がよくなかったからだめだったと皆がわかればそれでよいが、そのようになっていないので、もっと透明性を高めていかななくてはいけないと思う。

そこで、最近5年間において教頭から校長になった者のうち、出身が管理部門と現場のそれぞれの人数について、高校も含めて資料を提出願う。

教育は重要な分野であり、学校経営に対して一生懸命にやれる状況をつくらないと教育の成果も上がらないと思う。人事面も含め、きちんと透明性の高いあり方でなくてはならないので、改めて要望したい。数年かかるかもしれないが、これまでと違う選考方法とすることで現場の教頭などの意欲が増す仕組みをつくるべきである。透明性を高めていくことは、組織にとってとても重要なことであり、透明性のない組織はパンクするので、透明性を高めていくことが教育の成果にもつながると思う。先ほどの教育長の答弁では不十分であるので、透明性の高い人事のあり方を研究するべきである。

そして、県教育委員会としてこのような透明性の高い人事制度をしているとなれば、議会や教育現場の人も含め誰もが納得できる。そうすれば、教頭の意欲も湧いて、一生懸命やるようになると思う。どこに出しても遜色ない人事のあり方について、調査研究するよう要望しておく。

義務教育課長

私の答弁で1つ不十分な点があったので補足説明する。

例えば、校長に昇任するときに、現場ではなく指導主事から昇任する場合であっても、その指導主事が校長になるためには、それ以前に現場経験がないと校長昇任はできないので、指導主事の経験のみで校長になっている者はいない。

古市三久委員

何年かの現場経験がなければ、行政にも上がれない仕組みは理解した。

現場で教頭を経験している者で、昇任試験を何回か受けても合格しない者もあり、何回かの受験で合格した者もいる。それらの人数もあわせて資料提出願う。

義務教育課長

何回受けて合格したかは、個別に一人一人に当たらなくてはならず、その記録はない。教頭経験が何年かというデータはある。

三村博昭委員

改めて博物館の雨漏りについて聞く。

9月定例会における「早急に対応したい」との教育長答弁から、既に3カ月が経過したが、いつ実施する予定か。

社会教育課長

繰り返しとなるが、委員から指摘があり、至急現場を確認した。30年が経過している施設であることから、部分的な補修で済むのかどうか総合的に判断して専門家からも意見聴取して、至急研究を重ねているところであるので、理解願う。

三村博昭委員

どの建物であれ、雨漏りの場所を突きとめることができないのは、建築士等であれば重々承知のはずであり、3年前に発生した雨漏りの箇所を今専門家に意見を聞いている時期ではない。そのような専門家であれば頼む必要はなく、全面改修の方針を出すほうがよい。建築の歴史が、雨漏り対策は極めて困難であることを実証しているのだから、今研究するのであれば、それらを踏まえ、保存や所蔵している物に被害が出ることはないよう、また、観覧者が雨漏りに当たることのないように対処すべきである。

社会教育課長

委員指摘の点も勘案しながら、総合的に研究したい。